

第 53 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（持ち回り開催）の
概要について

令和 8 年 2 月 18 日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

第 53 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおける議題「令和 8 年度
障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について（案）」について、本
検討チームアドバイザーからは以下の意見があった。

（アドバイザーからのご意見）

アドバイザーネーム（敬称略）	ご意見
有村 大士	特に意見はございません。
石津 寿恵	特に意見はございません。
井出 健二郎	通例 3 年に一度の改定がゆえに臨時との認識ですが、機動的な対応という点で賛成できます。 とくに、制度の悪用ともいえる事業者に対する厳しい姿勢は、報酬改定制度の内部質保証・ガバナンスという点で適切と思われます。不正にはサンクション、そして見過ごさない・見逃さない姿勢で今後も対処していただきたく存じます。
岩崎 香	加算対象の拡大については、障害福祉では就労支援系の事業所では、その作業内容などによって、多様な職員を雇用していることから、福祉・介護職員以外の障害福祉従事者を

	<p>新たに対象とすると明記していただいたことは良かったと思います。同様に、相談系の事業に従事する職員も対象としていただけることも、経営が厳しい相談支援の事業所もある中で、同一法人内の給付事業と横並びにするために法人が加算を補填していたところが多く、良いと思います。</p> <p>一方、処遇改善加算Ⅰ及びⅡの加算率に上乗せを行う際の要件は、かなり厳しい条件のように拝見しました。要件の一つの選択肢である社会福祉連携推進法人となることのハードルがまず高いということが気になりました。今後進めていく方向性として、法人が連携していくことは有益だと思いますが、今そのような余力がない法人も多いのではないかと思います。また、現行の職場環境等要件の生産性向上に関する取組について5つ以上となっていますが、その要件が、介護寄りになっていて、介護を日常的にしていない法人にとっては難しい条件になっているのではないかと思います。職場環境等要件の条件については、どういう障害の方を対象とした法人でも取得しようとして努力すれば取得できるよう、次期報酬改定に向けて検討いただきたいと思います。</p>
薄田 寛	特に意見はございません。
小澤 温	就労B型事業所の報酬基準の見直し、および、共同生活介助（介護サービス包括型、日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービスの基本報酬の減額に関して、時間的な難しさはありますが、どのような影響が生じるのかを見定めた上で、令和9年度報酬改

	定の準備を行うことが望ましいと思います。
佐藤 香	<p>処遇改善加算の拡充は重要な施策だと存じます。資料にも記載があるとおり、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じることがますます必要になると考えるため、その点の具体的な検討も迅速に進めていただきたいと思います。</p>
田村 和宏	<p>障害福祉分野における処遇改善について、昨今の最低賃金の上昇や人事院勧告の状況、他の産業の賃上げの動向を踏まえると、報酬単価に人件費想定額を位置づけて、人事院勧告を基準にした仕組みを検討するなどさらなる取組が必要。</p> <p>事業所の閉鎖が相次いでおり、そのことが今回の改定で心配される。そのため、報酬単価を細かく設定することについては慎重にお願いしたい。</p> <p>不適切な事業所をなくしていくために、総量規制も含めて事業所指定の抑制に力点を置くのではなく、事業開始事業所をどう適切な事業所として育成をするか、という観点からの取り組みも必要。</p> <p>障害福祉分野において人材確保やその定着を図っていくために、賃上げに向けたさらなる取組を検討するとともに、働きやすい職場環境作りや魅力発信の取組など、様々な施策を総合的に進めていくことが必要。</p>
野澤 和弘	<p>応急的な報酬単価の特例に関しては、新規事業所の報酬を引き下げることは、下げ幅も大きくなり、今の費用の急増の中でやむを得ないが、ケアの質が低い既存の事業所の温存につながらないように、質の高いサービス提供の</p>

	<p>推進につながるような取組も進めてもらいたい。</p> <p>令和9年度報酬改定に向け、引き下げられた報酬が前提とならないように、時間的な難しさはあるが、どのような影響が生じるのかを見定めた上で、財政当局とも協議し、検討してもらいたい。</p>
橋本 美枝	特に意見はございません。
渡邊 隼	特に意見はございません。